

RL200:2011（第11版）に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	高橋千晴	5.1.2.1. 3 d)				最高測定能力 校正測定能力 (他数か所あり)	
2	小島 勇夫	5.8.5 1) (2)			ILAC P14 の要求への対応 のため	“最高測定能力”を“校正測定能力 (CMC)”に変更するとともに、 下記の注記を追加する。 “注記 校正測定能力 (CMC) に おける不確かさは、約 95 %の包含 確率 (信頼の水準) を有する拡張 不確かさとして表現すること。”	
3	西 武晴	4.4.3 5.9.2.1 b)	2 1	Q	5.9.2.1 b)では、更新審査は 認定の有効期間の満了日 の6ヶ月前から実施でき るとあるが、4.4.3 では、認 定の有効期限の5ヶ月前ま でに更新申請を行うとあり、 更新申請を実施する前 に更新審査ができるとし ており、どのように理解す ればよいのか混乱する可 能性がある。	表現の統一を検討願います。	× 更新申請は有効期限の5か月以上前ならど んなに早くても申請できます。6か月前に審査 する申請は5か月前に提出されたものではな く当然7か月以上前に提出されたものです。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
4	西 武晴	付表		E	①システム審査員の欄及び 技術審査員/技術専門家の欄 の記載内容と審査の内容欄 との対応がずれているもの がある。 ②注記「*6」「*7」に「付 表 1」と誤記あり。	①表中の対応のずれを修正願いま す。 ②「付表 1」を「付表」に修正願いま す。	
1	保坂	2.2 d)、 e)		E	JIS Q 0043-1(ISO/IEC Guide 43-1)及び JIS Q 00 43-2(ISO/IEC Guide 43-2) は廃止され、JIS Q 17043(ISO/IEC 17043)が 制定された。	d), e)を削除。 新たに、「d) JIS Q 17043 適合性 評価—技能試験に対する一般要求 事項」を追記。 f)以降を繰り上げる。	
2	保坂	3.10		E	JIS Q 17043 の技能試験の 定義を採用する。	試験所間比較による、事前に決め た基準に照らしての参加者のパフ ォーマンスの評価。(JIS Q 17043 3.7)	
4	保坂	5.1.2.2 備考 1 2)		E	ILAC-P9:11/2010 では、認 定機関は試験所の技能試 験参加計画をレビューす ることを要求している。当 文書の「本協会に提出する 情報：附属書類の例」に明 記することがよいと考える。	5.1.2.2 備考 1 2)の最後に「及び技能 試験計画書」を追加する。	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
5	保坂	5.9.1.2	5	T	改定案は、認定申請書及び誓約書以外の申請資料については電子媒体でもよいことを提案している。同様に、サーベイランス用提出資料についても電子媒体を認めることを提案する。	5.9.1.2 の 5 行目の最後に「または、電子媒体でもよい。」を追加する。	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。